

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－４ 地域貢献</p> <p>Ⅱ－４－１ 意義</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) <u>地域貢献については、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、市場規律の下、利用者に委ねられている。</u></p> <p>(2) <u>したがって、地域貢献に係る銀行の取組みについては、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、銀行の自主性が尊重される必要がある。</u></p> <p>(3) <u>しかしながら、地域銀行の監督に当たっては、その業務が、特定の地域に密着したものである等の特性を踏まえれば、地域貢献のあり方が当該地域銀行の収益力や財務の健全性に顕著な影響を与える可能性に着目し、必要に応じ監督上の対応に反映させる必要がある。</u></p>	<p>Ⅱ－４ 地域貢献</p> <p>Ⅱ－４－１ 意義</p> <p><u>(1) 地域経済の活性化を総合的に図っていくことが求められる中で、地域の情報ネットワークの要である中小・地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報面、人材面でも積極的に地域貢献の役割を果たして行くことが重要である。</u></p> <p>(2) 地域貢献は、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、市場規律の下、<u>地域の利用者に委ねられるものである。</u>したがって、銀行の取組みについては、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、銀行の自主性が尊重される<u>ことが重要である。</u></p> <p>(3) しかしながら、<u>銀行の業務が、特定の地域に密着したものである等の特性を踏まえれば、地域貢献のあり方が当該銀行の収益力や財務の健全性に影響を与える可能性がある。特に、中小・地域金融機関に取組みが求められる地域密着型金融の内容として、持続可能な地域経済への貢献が掲げられる一方、適正なコミットメントコストについても改めて指摘されている中で、銀行の取組み状況を見ていくことが重要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 地域貢献に関する基本的な経営姿勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日：金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋）</p> <p>リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスの容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能（サステイナブル）な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であると考えられる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 地域貢献に関する基本的な経営姿勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>①「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日：金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋）</p> <p>リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスの容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能（サステイナブル）な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であると考えられる。</p> <p>②「<u>地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について</u>－<u>地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を</u>－」（平成 19 年 4 月 5 日：金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋）</p> <p><u>地域の情報ネットワークの要である地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報、人材面でも果たせる役割があるものと考えられる。この役割は主要行等他業態が果たすことは困難なものであり、このニーズに適切に対応することは、まさに地域金融機関の収益確保に向けたビジネスチャンスと言えるものである。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) (略)</p> <p><u>II-5 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進</u></p> <p><u>II-5-1 意義</u></p> <p><u>金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーシヨシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)において、中小・地域金融機関についてはリレーシヨシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、平成15～16年度の「集中改善期間」においては、「リレーシヨシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日。以下「旧アクションプログラム」という。)に基づき、間柄重視の地域密着型金融(リレーシヨシップバンキング)の機能強化を通じて、中小企業金融の再生の推進を図ってきたところである。</u></p> <p><u>「金融改革プログラム」(平成16年12月24日)においては、旧アクシヨ</u></p>	<p><u>他方で、このことは、地域貢献の名の下に、コストを無視した取組みを地域金融機関に求めるものでは決してない。各地域金融機関においては、地域に対し、過剰なコミットメントコストを負うことなく、持ち前の経営資源を活かし、自らの収益にもつなげる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>ンプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとされた。これを受け、「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」等における旧アクションプログラムの実績等の評価を踏まえて策定された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（平成 17 年 3 月 29 日）に基づき、各銀行が策定した地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化を促進していくこととする。</u></p> <p><u>Ⅱ－５－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>上記報告書等の趣旨を踏まえ、地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>なお、以下の各取組みに関して掲げられた事例については、各銀行がその自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要であり、個々の事例を参考として具体的にどのような取組みを実施するかについては、こうした考え方に則り判断していくことが求められる。</u></p> <p><u>（１）創業・新事業支援機能等の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・融資審査態勢の強化等</u></li> <li><u>・産学官の更なる連携強化等</u></li> </ul>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>・ <u>地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等 等</u></p> <p>(2) <u>取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化（要留意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等を含む。）</u></p> <p>・ <u>中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化</u></p> <p>・ <u>中小企業支援スキルの向上を目的とした取組みの強化 等</u></p> <p>(3) <u>事業再生に向けた積極的取組み（再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進を含む。）</u></p> <p>・ <u>地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用</u></p> <p>・ <u>適切な再建計画を伴うDES（債務の株式化）、DDS（債務の資本的劣後ローン化）等の積極的活用</u></p> <p>・ <u>中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用</u></p> <p>・ <u>外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用</u></p> <p>・ <u>法的再生手続きに至った企業に対する運転資金の供給（DIPファイナンス）</u></p> <p>・ <u>再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス（再生計画終了に当たっての融資）の拡充 等</u></p> <p>(4) <u>担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</u></p> <p>① <u>担保・保証に過度に依存しない融資の推進（企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化を含む。）</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>・不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充（貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項の活用等）等</u></p> <p>② <u>中小企業の資金調達手法の多様化等</u></p> <p><u>・事業価値に着目した融資手法（知的財産権担保融資、ノンリコースローン等）への取組み</u></p> <p><u>・ローン担保証券（CLO）等の証券化等に関する積極的な取組み</u></p> <p><u>・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備・適用に向けた取組み 等</u></p> <p><u>（５）顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化（Ⅱ－３－２－１（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能）を踏まえた顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化）</u></p> <p><u>（６）人材の育成（企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み）</u></p> <p><u>（７）進捗状況の公表</u></p> <p><u>上記施策についての進捗状況についての半期毎の公表</u></p> <p>Ⅱ－５－３ <u>監督手法・対応</u></p> <p>平成 18 年度までの「重点強化期間」において、半期毎に財務局において地</p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>域密着型金融推進計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、銀行の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進</u></p> <p><u>Ⅱ－５－１ 意義</u></p> <p><u>Ⅱ－５－１－１ 経緯</u></p> <p><u>中小・地域金融機関に対しては、金融審議会金融分科会第二部会において、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日）がとりまとめられたことを踏まえ、平成 15 年 4 月以降、2 次のアクションプログラムを通じて、4 年にわたり地域密着型金融を推進してきた。</u></p> <p><u>その後、平成 19 年 4 月 5 日に、同部会から、それまでの取組みとその後の対応についてとりまとめた報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について ―地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を―」（以下、Ⅱ－５において「報告書」という。）が公表され、その中で、地域密着型金融は、中小・地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論が示された。</u></p> <p><u>報告書では、それまでの成果や中小・地域金融を取り巻く環境変化を踏まえた上で、改めて、地域密着型金融の中で中小・地域金融機関に期待される</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>役割や具体的な取組み、推進の枠組み等について整理がなされた。また、「緊急時対応」として始まったアクションプログラムという時限的な枠組みではなく、通常の監督行政の言わば恒久的な枠組みで推進すべきと提言されたことから、これを踏まえ、地域密着型金融の推進について、本監督指針に明確に盛り込むこととしたものである。</u></p> <p><u>Ⅱ－５－１－２ 基本的考え方</u></p> <p><u>中小・地域金融を巡る諸環境の下、地域を基盤とする中小・地域金融機関が生き残っていくためには、その本質（注）を十分理解した上で、地域密着型金融のビジネスモデルを確立、深化していくことが必要である。その際、各金融機関は、この様な取組みがコストのかかるものであることを認識した上で、それに見合う収益につながるよう、顧客や地域のニーズを的確に把握し、「選択と集中」を徹底・深耕することが求められる。</u></p> <p><u>地域において要請されている、地域全体の活性化の課題についても、もとより金融機関だけで対応できるものではないが、地域の情報ネットワークの要である中小・地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報、人材面でも果たせる役割があるものと考えられ、また、このニーズに適切に対応することは、収益確保に向けたビジネスチャンスともなる。その際も、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。</u></p> <p><u>（注）地域密着型金融の定義と本質については、報告書において、以下のとおり示されている。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>【平成 19 年 4 月 5 日報告書 抜粋】</u></p> <p><u>地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」（金融審議会金融分科会第二部会報告（15 年 3 月 27 日））であり、その本質は、「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」にある（リレーションシップバンキングのあり方に関するWG座長メモ（17 年 3 月 28 日））。つまり、モニタリングにコストをかけることで、いわば「定価販売」である代わりに、貸出をはじめとする多様な利用者ニーズに応じた付加価値あるサービスを提供するビジネスモデルと言える。</u></p> <p><u>Ⅱ－5－2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ－5－2－1 態勢整備</u></p> <p><u>銀行が、各々の規模・特性等に応じ、地域密着型金融の具体的な取組みを進めていくに当たり、以下の着眼点に従い、態勢面の検証を行うことが必要である。</u></p> <p><u>（1）銀行において、地域密着型金融の取組みを収益向上に結び付けていくため、本監督指針の他の部分で述べられている、ガバナンス、リスク管</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>理等に加え、それぞれの身の丈に合った収益管理やITの活用等を含めた態勢整備が図られているか。その際、単なる経費削減ではなく、収益機会との見合いで経営資源の「選択と集中」の徹底が図られているか。</u></p> <p><u>(2) 地域密着型金融の推進に関する基本的な方針が、経営の中期計画等において明確に示されているか、また、その方針に基づき業務が遂行されるよう、職員に対する周知徹底が図られているか。</u></p> <p><u>(3) 地域密着型金融に関する取組みについて、利用者が適切に評価できるよう、情報開示が適切に行われているか。</u></p> <p><u>(4) 目利き機能の向上をはじめ、地域の利用者のニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材の育成や活用が図られているか。</u></p> <p><u>(5) 地域密着型金融において求められる内容が高度化、多様化する中で、地方公共団体、商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会、事業再生の外部専門家等の関係者との必要な連携が図られているか。</u></p> <p><u>(6) 個人顧客のクレーム対応等に留まることなく、法人企業を含めた利用者ニーズを的確に把握した上で経営戦略へフィードバックを行い、利用者からの評価を銀行の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>Ⅱ－５－２－２ 具体的取組み</u></p> <p><u>地域密着型金融の具体的な取組みについて、報告書においては、中小・地域金融機関に共通して取組みを求める内容を、以下の三つの分野に整理している。</u></p> <p><u>(１) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化</u></p> <p><u>(２) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底</u></p> <p><u>(３) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</u></p> <p><u>したがって、これら三つの分野について、各銀行が積極的に取組みを行っているかについて検証するものとするが、各分野における具体的な対応手法については銀行の自主的判断に委ねられる点に留意するものとする。</u></p> <p><u>その際、銀行の取組みが、以下に示す基本的な考え方を踏まえ、地域の利用者のニーズや自らの経営規模等に応じ、経営資源の「選択と集中」が徹底され、かつ、収益に結びついた持続可能なものとなっているか、という点に特に留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－５－２－２－１ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化に係る基本的考え方</u></p> <p><u>(１) 取引先企業のライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素である。中小・地域金融機関は、中小企業の様々な成長段階にあわせた審査機能を強化し、各種手法の活用等を通じて取引</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>先企業の支援に取り組み、地域の金融円滑化の期待に応えていくことが必要である。</u></p> <p><u>各成長段階においては、財務内容の議論に終始することなく、一歩踏み出して経営全体のニーズに対応する関係を構築していくことが重要であり、そのための人材育成・活用や情報ネットワークの活用が重要である。</u></p> <p><u>(2) とりわけ事業再生は、事業価値を見極める地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であり、取組みに当たっては、単なる金融支援ではなく、事業そのものを再生するという本質を見失わないことが必要である。事業再生において最も重要なことは、企業価値が保たれているうちの早期再生と、再生後の持続可能性ある事業再構築であり、そのためには企業の経営者の意識改革等が不可欠であるところ、これらを促す役割も中小・地域金融機関には求められている。</u></p> <p><u>(参考) 具体的な手法例</u></p> <p><u>(報告書では、以下のような手法が例示されているが、あくまで例示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。なお、具体的な手法例の内容については、報告書参照。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 特定認証ADR機関による裁判外紛争解決手続を活用した特定調停手続</u></li> <li><u>・ 中小企業再生支援協議会の活用（全国組織の活用）</u></li> <li><u>・ 整理回収機構の企業再生スキームの活用</u></li> </ul>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用</u></li> <li>・ <u>DES、DDSの活用</u></li> <li>・ <u>アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付DES等の活用</u></li> <li>・ <u>信用保証制度の適切な活用も踏まえたDIPファイナンスの活用</u></li> <li>・ <u>商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携</u></li> <li>・ <u>金融機関間での団塊世代の退職者の活用</u></li> <li>・ <u>産学官の連携</u></li> <li>・ <u>経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み</u></li> <li>・ <u>一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする新たな信用保証制度の活用</u></li> <li>・ <u>コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等）を活用した支援</u></li> <li>・ <u>国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用</u></li> <li>・ <u>地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み</u></li> <li>・ <u>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&amp;Aのマッチング支援</u></li> </ul> <p>Ⅱ－5－2－2－2 <u>事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る基本的考え方</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(1) 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極めて融資を行うのが地域密着型金融の基本である。不動産担保や個人保証は、資金供給の円滑化等の効果が認められるものの、それへの過度の依存は、この事業価値を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることに留意することが必要であり、とりわけ、経営者本人以外の個人による保証（第三者保証）については、本来、経営に責を負うべきでない第三者に経営失敗の責任を負わせる点で弊害が多いと考えられる。従って不動産担保、個人保証に過度に依存することなく、事業価値を見極める融資手法を徹底することが重要である。</u></p> <p><u>(2) 取引先企業の事業価値を見極める融資を行うためには、まずは「目利き機能」を向上させることが基本であり、公的金融や信用保証制度との役割分担をしつつ、地域での各方面との連携の中で情報の非対称性を埋めていくことが重要である。</u></p> <p><u>(3) また、目利き機能の向上をはじめとする事業価値を見極める融資以外にも、取引先中小企業へのリスク対応力、資金供給力を高める手法として、例えば、エクイティの活用等によるリスクマネーの導入や市場型間接金融の手法の活用等があり、各金融機関がそれぞれの状況に応じて多様な手法を用いて資金供給の徹底を図ることが重要である。</u></p> <p><u>(参考) 具体的な手法例</u>  <u>(報告書では、以下のような手法が例示されているが、あくまで例</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。なお、具体的な手法例の内容については、報告書参照。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用</u></li> <li>・ <u>会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」の普及</u></li> <li>・ <u>経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み</u></li> <li>・ <u>動産・債権譲渡担保融資（例：売掛債権、貿易債権を活用したものの）、ABL（Asset Based Lending）等の活用</u></li> <li>・ <u>様々なコベナントの活用（債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課すもの、停止条件付き連帯保証（事業や経営状況の報告義務を課す等のコベナントを付し、当該コベナント違反を停止条件として代表者に連帯保証を求めるもの）等）</u></li> <li>・ <u>中小企業基盤整備機構のファンド等、公民の各種ファンドの活用</u></li> <li>・ <u>アップサイドの取れる投融資手法（メザニン投融資、新株予約権付融資等）</u></li> <li>・ <u>地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信の活用</u></li> <li>・ <u>CLOの活用</u></li> <li>・ <u>シンジケートローンの活用</u></li> </ul> <p><u>Ⅱ－５－２－２－３ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献に係る基本的考え方</u></p> <p><u>（１）地域においては、少子高齢化・国際化等の社会的変化や国・地方の財</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>政事情悪化の下で、地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化、伝統産業の衰退、これらを通じた大都市と地域の二極化など、多くの問題が存在しており、地域経済の活性化を総合的に図っていくことが必要である。</u></p> <p><u>(2) 地域・中小企業の再生のためには、「点」の事業再生に留まらず、地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生に結び付けていくことが必要である。そのために、中小・地域金融機関は、資金供給者としての役割に留まらず、例えば、地域経済全体を展望したビジョン策定への積極的支援や、公民が連携した取り組みへのコーディネーターとしての積極的参画等を通じて、地域で積極的な役割を果たしていくことが必要である。</u></p> <p><u>その際、地元の情報の活用に加え、そのネットワークを拡げ地域外の専門家、専門機関との連携、外部資源の活用等を図っていくことも重要である。</u></p> <p><u>(3) また、中小・地域金融機関は、大多数の地域住民にとって多様な金融チャネルの主要な窓口になっていることから、事業性貸出に留まらない多様な金融サービスの提供も、広義の地域密着型金融として位置付け、推進していくことにより、地域全体の活性化につなげていくことが重要である。</u></p> <p><u>(4) 地域貢献においては、銀行が持ち前の資源を活かし、コストやリスクを適切に把握しつつ、自らの収益につながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(参考) 具体的な手法例</u></p> <p><u>(報告書では、以下のような手法が例示されているが、あくまで例示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。なお、具体的な手法例の内容については、報告書参照。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・地域経済全体を展望したビジョン策定への支援</u></li> <li><u>・行政と民間が役割を分担し地域の諸問題の解決を図る「公民連携」(パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)) へのコーディネーターとしての参画</u></li> <li><u>・中小企業再生支援協議会の活用 (全国組織の活用)</u></li> <li><u>・中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用</u></li> <li><u>・整理回収機構の企業再生スキームの活用</u></li> <li><u>・コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク (地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等) を活用した支援</u></li> <li><u>・地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み</u></li> <li><u>・国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用</u></li> <li><u>・商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携</u></li> <li><u>・金融機関間での団塊世代の退職者の活用</u></li> <li><u>・リバースモーゲージなど高齢者保有の資産の有効活用につながる融資</u></li> </ul>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>・地域を担う若い世代や高齢者への金融知識の普及</u></p> <p><u>・多重債務者問題への対応（相談機能を活かした予防策、目的別ローンなどの活用）</u></p> <p><u>・コミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資（マイクロファイナンス的な取組み等）</u></p> <p><u>Ⅱ－５－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>地域密着型金融の推進に当たっては、銀行の自由な競争、銀行の自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</u></p> <p><u>報告書において、過去にアクションプログラムに例示された各項目が銀行と当局の間でチェックリストと化し、各種取組みが、その消し込みに留まっている様相も見られる、との指摘がなされたことを踏まえ、検証に当たっては、個別手法の単なる定量的な評価に終始するのではなく、経営戦略全体における位置付けや取組みの深度等に十分留意することとする。</u></p> <p><u>また、地域再生・活性化をはじめとする取組みを推進するに当たり、他の施策を担う関係省庁と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p><u>（１）取組み状況の把握</u></p> <p><u>・銀行が自主的に策定する経営計画の内容（注）及び進捗状況を、総合的なヒアリングにおいてフォローアップするものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(注) 各銀行は、地域密着型金融に係る具体的取組みの重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される。</u></p> <p><u>・ 経営改善の遅れている銀行、市場からのプレッシャーを受けない非上場の銀行を中心に、トップヒアリングにおいて、経営陣の取組み姿勢を確認するものとする。</u></p> <p><u>・ 全体の取組み状況を総合的に把握するために、年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数(注)等とあわせ、その実績を総合的にとりまとめ、公表するものとする。あくまでも全体の取組み状況の把握を趣旨とし、個別の銀行の取組み実績の公表は、各銀行の自主性に委ねることとする。</u></p> <p><u>(注) 経営改善支援取組み率、再生計画策定率、ランクアップ率、創業・新事業支援融資実績、個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資への取組みの計数として不動産担保を徴求しない融資比率及び第三者保証を徴求しない融資比率、等</u></p> <p><u>・ 利用者側の声を把握するための調査を年1回実施し、結果をとりまとめ、公表するものとする。</u></p> <p><u>(2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス</u></p> <p><u>・ 金融庁・財務局のホームページにおいて、各銀行が開示を行った主要な計数及び特色ある取組み実績等を開示するものとする。</u></p> <p><u>・ 各財務局(財務事務所)において、管内中小・地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議(シンポジウム)を、年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール (略)</p> <p>(１)、(２) (略)</p> <p>(３) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 総合的なヒアリング 銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について年に２回（６月及び１２月頃を目途）、ヒアリングを実施することとする。</p>	<p><u>催するものとする。</u></p> <p><u>・特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、年１回、全国に対する事例紹介や顕彰等を実施するものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、業界団体には、業界全体で共有化することでスケールメリットを享受できるようなインフラ整備、内部統制に係る態勢整備やＩＴの戦略的活用、人材育成に係るノウハウ共用化等、地域密着型金融推進の環境整備の取組みを、金融庁監督局から要請する。また、業界における先進的な取組み事例や、広く実践されることが望ましい取組みをとりまとめ、傘下銀行への情報提供等の取組みも要請する。</u></p> <p>Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール (略)</p> <p>(１)、(２) (略)</p> <p>(３) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 総合的なヒアリング 銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、<u>地域密着型金融への取組み状況等</u>について年に２回（６月及び１２月頃を目途）、ヒアリングを実施する</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ トップヒアリング 財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識等、経営上の重要課題について、年2回（8～9月及び2月～3月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p><u>V-1-1 経営管理における留意点</u> <u>協同組織金融機関に対する定常的な監督手法の運用に際しては、協同組織金融機関の特性等を踏まえ、以下のような点についてもヒアリングを実施し、ガバナンスの向上に向けた取組み等を促すこととする。</u></p> <p><u>V-1-1-1 総代会の機能向上に向けた取組み状況</u> <u>信用金庫・信用協同組合における総代選任手続きや総代会の運営方針等に関しては、業界団体において透明性の向上に向けた自主申し合せ等が取りまとめられており、各信用金庫・信用協同組合における自主申し合せ等を踏まえた取組み状況等について、定期的なヒアリングで確認を行うものとする。</u></p> <p><u>V-1-1-2 中央機関へのヒアリング</u> <u>信用金庫・信用協同組合に対する監督に当たっては、必要に応じ、個別金</u></p>	<p>こととする。</p> <p>③ トップヒアリング 財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識、<u>地域密着型金融への取組み方針等</u>、経営上の重要課題について、年2回（8～9月及び2～3月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>融機関に対して経営支援機能を有する中央機関の各支店に対してもヒアリングを行うものとする。</u></p>	
<p>V-1-<u>2</u></p>	<p>V-1-<u>1</u></p>
<p>V-1-<u>2</u>-1 、 V-1-<u>2</u>-2</p>	<p>V-1-<u>1</u>-1 、 V-1-<u>1</u>-2</p>
<p>V-1-<u>3</u></p>	<p>V-1-<u>2</u></p>
<p>V-1-<u>3</u>-1 、 V-1-<u>3</u>-2</p>	<p>V-1-<u>2</u>-1 、 V-1-<u>2</u>-2</p>
<p>V-1-<u>4</u></p>	<p>V-1-<u>3</u></p>
<p>V-1-<u>4</u>-1 ~ V-1-<u>4</u>-4</p>	<p>V-1-<u>3</u>-1 ~ V-1-<u>3</u>-4</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>V-1-3-5 中央機関に対するオフサイト・モニタリングについて</u></p> <p><u>中央機関に対するオフサイト・モニタリングについては、金融庁監督局において、以下のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 決算ヒアリング</u></p> <p><u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(2) 総合的なヒアリング</u></p> <p><u>中央機関の決算状況等を踏まえた業務再構築に向けた取組み状況、資本政策の状況等に加え、傘下金融機関の地域密着型金融の取組みや経営力の強化に向けた取組みに係る各種業務支援・補完に対する取組み状況、今後の方向性等について、年2回（6月及び12月を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(3) リスク管理ヒアリング</u></p> <p><u>中央機関のリスク管理の現状、課題、方向性等に加え、傘下金融機関に対する市場リスク管理等に係る支援・補完に対する取組み状況、今後の方向性等について、年2回（3月及び9月を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(4) 内部監査ヒアリング</u></p> <p><u>中央機関のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、中央機関の内部監査部門から、原則として年1回（4月を目途）ヒアリングを実施することとする。その際、中央機関の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</u></p> <p><u>(5) 随時のヒアリング</u></p> <p><u>中央機関・業態全体の業績の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢や業態に対する利用者の姿勢の変化等、中央機関・業態を取り巻く動向、様々な状況変化に応じて、随時ヒアリングを実施することとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-1-<u>5</u></p> <p>V-1-<u>5</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-<u>5</u>において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意 10.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①、②（略）</p> <p>V-1-<u>5</u>-2 ～ V-1-<u>5</u>-4</p> <p>V-1-<u>6</u></p> <p style="text-align: right;">（別紙7）</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>（摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、（協）…協同組織固有の内容）</p>	<p>V-1-<u>4</u></p> <p>V-1-<u>4</u>-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-<u>4</u>において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意 10.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①、②（略）</p> <p>V-1-<u>4</u>-2 ～ V-1-<u>4</u>-4</p> <p>V-1-<u>5</u></p> <p style="text-align: right;">（別紙7）</p> <p style="text-align: center;"><u>業態別の準用一覧表</u></p> <p>（摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、（協）…協同組織固有の内容）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行				改 正 後						
項 目	準用状況			項 目	準用状況					
	信金	信組	労金		信金	信組	労金			
(中略)				(中略)						
II 銀行監督上の評価項目				II 銀行監督上の評価項目						
(中略)				(中略)						
II-5 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進				○	○※2	×	II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
(以下略)				(以下略)						
(新設)				V-2 信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の取組みに係る留意点						
				V-2-1 意義						
				V-2-1-1 経緯						
				<p>信用金庫及び信用協同組合は、地域銀行と同様、平成15年度以降、2次・4年にわたり、地域密着型金融の取組みを行ってきた。この結果、総じて自己資本比率の上昇や不良債権比率の低下等の成果に結びついており、今後とも、小規模事業者を対象とする地域密着型金融の重要な担い手となることが期待される。</p> <p>また、信用金庫及び信用協同組合は、株式会社組織である銀行と異なる制度的枠組みの下、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている。</p>						

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>平成 19 年 4 月 5 日に、金融審議会金融分科会第二部会から、それまでの地域密着型金融の取組みとその後の対応についてとりまとめた報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（以下、V-2 及び V-3 において「報告書」という。）が公表された。その中で、信用金庫及び信用協同組合は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要であるとの提言が補論（協同組織金融機関について）として示された。したがって、本報告書を踏まえ、信用金庫及び信用協同組合が地域密着型金融を推進するに当たっての固有の留意点について、本監督指針に明確に盛り込むこととしたものである。</u></p> <p><u>（注）信用金庫及び信用協同組合は、法令上、会員・組合員資格が地区内の一定規模以下の事業者等に限定されている。V-2 及び V-3 では、このような信用金庫及び信用協同組合の主たる取引先（会員・組合員）を小規模事業者と称することとする。</u></p> <p><u>V-2-1-2 基本的考え方</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合は、相互扶助・非営利という特性を有し、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されており、地域の小規模事業者を主要な顧客としている。したがって、信用金庫及び信用協同組合は、地域密着型金融のビジネスモデルが相対的に当てはまりやすい存在である。</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合には、引き続き、会員・組合員との関係強化に取り組むことにより顧客のニーズを踏まえた業務戦略を構築することが期待</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>されるとともに、現場に根ざし、地域に開かれた積極的な地域貢献・還元等の取組みを行うことで、地域の幅広いステークホルダーに根ざした基盤強化につなげていくことが重要である。</p> <p><u>一方で、個々の信用金庫及び信用協同組合は、地域銀行にも増して規模・マンパワーに制約がある場合が多いほか、業態内でも、規模の格差や限定された地区内の地域経済の状況等を反映し、地域密着型金融への取組みに二極化傾向が見られるとの指摘がある。したがって、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠であり、これらを中心とした地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。また、個別機関は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、中央機関・業界団体の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</u></p> <p><u>(注) なお、地域密着型金融の推進に係る経緯・基本的考え方については、 Ⅱ－５－１を参照。</u></p> <p><u>V－２－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>V－２－２－１ 信用金庫及び信用協同組合に対する基本的な考え方</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の取組みを検証するに当たっては、Ⅱ－５－２（地域密着型金融の推進に係る主な着眼点）を参照するほか、相互扶助・非営利という特性を活かした、会員・組合員でもある取引先（小規模事業者）の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融の具体的</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>な取組みを推進する態勢が整備されているかについて検証を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、自らの規模・体制、顧客層及び地域のニーズ等を的確に把握し、必要に応じ、事業再生・地域活性化等の地域密着型金融の取組みに係る中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を適切に活用することを通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することも重要である。</u></p> <p><u>(参考) 具体的な手法例</u></p> <p><u>(報告書では、以下の手法が例示されているが、あくまで例示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)</u></p> <p>① <u>目利き能力の向上、人材の育成</u></p> <p>② <u>身近な情報提供・経営指導・相談</u></p> <p><u>具体的には、密度の高い取引先との関係から得られる情報を活用しつつ、例えば、</u></p> <p><u>イ. 公的制度等に係る情報提供、</u></p> <p><u>ロ. 資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、</u></p> <p><u>ハ. 財務書類の作成、後継者育成等に係る相談、</u></p> <p><u>など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズに対応すること（問題解決型のビジネスモデル）が必要である。</u></p> <p><u>また、取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションを確保する組織的な枠組みを構築することにより、当該取引先の正確な経営実態の把握、早期の事業再生に向けた取組みの着手、不良債権の発生の未然防止、将来性のある事業者の発掘などにつなげることが重要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>③ <u>商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会等、他機関との連携 中小企業再生支援協議会・全国組織や中小企業基盤整備機構のファン ドをはじめとする各種ファンドの積極的な活用も含め、取引先の真 の再生に結びつく事業再生計画の策定に最大限努めることが重要であ る。</u></p> <p>④ <u>顧客ニーズを踏まえて各金融機関が創意・工夫をこらした多様な融 資商品・目的別ローンなどを提供することや、会員・組合員に対する 相談機能を活かした、予防策を中心とした、多重債務者問題解決への 一定の役割発揮</u></p> <p>⑤ <u>個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応</u></p> <p>⑥ <u>企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活動を行って いるコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資（マイクロファ イナンス的な取組み等）、地域社会への貢献・還元</u></p> <p><u>V-2-2-2 中央機関・業界団体に対する基本的な考え方</u></p> <p><u>中央機関・業界団体における地域密着型金融の取組みを検証するに当たっ ては、傘下金融機関のニーズ等を踏まえて、地域密着型金融の取組みに係る 傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢が整備されてい るかについて検証を行う必要がある。</u></p> <p><u>(参考) 具体的な手法例</u></p> <p><u>(報告書では、以下の手法が例示されているが、あくまで例示であり、 中央機関・業界団体が自主的に重点を定めて取り組むべきものである ことに留意。)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>① <u>政府系金融機関等、事業再生や地域活性化等にノウハウを有する機関と傘下金融機関との連携の場の設定・提供</u></p> <p>② <u>自らのネットワークを活かした、先端的な金融手法に係る支援、事業再生・地域活性化に係るノウハウや全国的な取引先に係る情報等の共有・傘下金融機関への提供</u></p> <p>③ <u>業務の効率化や「規模の経済」を発揮する観点から、事務・システムの共通化、業務提携等の推進</u></p> <p>④ <u>日常的に信用金庫及び信用協同組合が行っている債務者との長期的な密度の高いコミュニケーションの効果発揮に資する取組み</u>  <u>例えば、債務者との効果的なコミュニケーションに資する観点から、事業及び財務の報告義務を課すための融資契約ひな型を検討することや、問題解決型ビジネスモデルを推進する観点から、目利き能力向上を図るための各種研修を実施すること等が期待される。</u></p> <p>⑤ <u>業態としての地域密着型金融への取組み等に関し、自らのネットワークを活かした、地域に対する情報収集・発信の強化</u></p> <p><u>V-2-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>信用金庫・信用協同組合及び中央機関・業界団体における地域密着型金融の取組みに対する監督手法・対応については、II-5-3（地域密着型金融の推進に係る監督手法・対応）を参照するほか、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>V-2-3-1 地域密着型金融に関するヒアリング等</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>信用金庫及び信用協同組合については、トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会等を活用し、地域密着型金融の取組みについて、上記V-2-2-1等の着眼点を踏まえたヒアリングを実施し、経営陣の地域密着型金融への取組み姿勢等についての的確に把握することとする。</u></p> <p><u>なお、II-5-3(1)に基づき、地域銀行に対して定期的な報告を求めることとした項目のうち、小規模事業者ニーズが乏しい項目については、信用金庫及び信用協同組合には、原則としてこれを求めないこととする。</u></p> <p><u>V-2-3-2 中央機関・業界団体に対する対応</u></p> <p><u>中央機関・業界団体については、金融庁監督局において、地域密着型金融の取組みに係る傘下金融機関に対する業務補完・支援の状況について、上記V-2-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、地域密着型金融への取組み状況を的確に把握することとする。</u></p> <p><u>V-3 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点</u></p> <p><u>V-3-1 意義</u></p> <p><u>V-3-1-1 経緯</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合は、地域密着型金融の取組み等の中で、地域銀行と同様、バーゼルⅡ導入等を踏まえたリスク管理態勢の充実、法令等遵守</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>態勢の強化等の経営力の強化に取り組んできた。</u></p> <p><u>この他にも、市場からの経営のチェックが行われにくく、ガバナンスが相対的に弱いとの指摘を踏まえ、信用金庫及び信用協同組合における地域密着型金融の固有の取組みとして、例えば、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・半期開示等ディスクロージャーの充実、</u></li> <li><u>・内部のガバナンス機構である総代会の機能向上、</u></li> <li><u>・中央機関による経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実、</u></li> </ul> <p><u>等、ガバナンスの向上に向け、個別金融機関及び中央機関・業界団体による総合的な取組みを講じてきた。</u></p> <p><u>平成 19 年 4 月 5 日に金融審議会金融分科会第二部会から公表された報告書の中で、信用金庫及び信用協同組合においては、これまでの地域密着型金融への取組みが、総じて自己資本比率の上昇や不良債権比率の低下等の成果に結びついているものの、一方で、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している等の事実があると指摘されている。このため、信用金庫及び信用協同組合は、その特性を踏まえつつ、ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化等、経営力の強化に向けたより一層の取組みが必要であるとの提言が本報告書の補論（協同組織金融機関について）として示された。したがって、本報告書を踏まえ、信用金庫及び信用協同組合が経営力の強化に向けた取組みを推進するに当たっての固有の留意点について、監督指針に明確に盛り込むこととする。</u></p> <p><u>V-3-1-2 基本的考え方</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みについて</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>は、まずは、個別機関の自主的な態勢整備・強化が必要であるが、中央機関や業界団体による業務補完・支援も不可欠であり、その機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要である。特に、預貸率が低下していることを踏まえると、中央機関による余資運用の強化は緊要の課題である。</u></p> <p><u>なお、本監督指針の運用に当たっては、各信用金庫及び信用協同組合の規模・特性等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>V-3-2 主な着眼点</u></p> <p><u>V-3-2-1 信用金庫及び信用協同組合に対する主な着眼点</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合におけるガバナンスの強化をはじめとした経営力の強化に係る取組みを検証するに当たっては、必要に応じ、「Ⅱ 銀行監督上の評価項目」を参照するほか、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>V-3-2-1-1 経営管理（ガバナンス）</u></p> <p><u>（1）総代会の機能向上等に向けた取組み</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合における総代選任（選挙）手続きや総代会の運営方針等に関しては、業界団体において、自主申し合せ等が取りまとめられていること等を踏まえ、個々の信用金庫及び信用協同組合において、例えば、次のような総代会の機能向上等に資する取組みが行われているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>① <u>業界団体の自主申し合せ等を踏まえ、総代会に関する適切なディスクロージャーや、会員・組合員になろうとする者に対する適切な説明が実施されているか。</u></p> <p>② <u>日常的な事業活動等で得られた、総代ではない一般の会員・組合員からの意見を総代会に適切に反映する等、会員・組合員の意見・ニーズを把握し、これを経営改善や業務戦略につなげていく組織的な枠組みを構築することを通じ、会員・組合員との関係強化に取り組んでいるか。</u></p> <p>③ <u>自らの規模・業容・体制や地域における環境等を踏まえ、必要に応じて、上記の自主申し合せ以外の項目についても、総代会の機能向上に向けた取組みを行うことについて検討・実施されているか。</u></p> <p>(2) <u>半期開示の充実に向けた取組み</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合における半期開示については、業界団体において、自主申し合せ等が取りまとめられていることに加え、法令においても努力規定が設けられている。このような点を踏まえ、個々の信用金庫及び信用協同組合において、例えば、次のような半期開示の充実に向けた取組みが行われているか。</u></p> <p>① <u>業界団体の自主申し合せ等を踏まえ、適切な半期開示が実施されているか。</u></p> <p>② <u>自らの規模・業容・体制や地域における環境等を踏まえ、必要に応じて、上記の自主申し合せ以外の項目についても、情報開示を行うことについて検討・実施されているか。</u></p> <p>V-3-2-1-2 リスク管理態勢</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(1) 信用リスク管理</p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合は、不良債権比率が他業態に比して高いという事実があることから、不良債権の適切な管理がより一層重要であると考えられる。一方、信用金庫及び信用協同組合には、相互扶助・非営利という特性があることから、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの事業地区内の小規模事業者に限定される等の制度的枠組みが存在していることに留意が必要である。</u></p> <p><u>また、信用金庫及び信用協同組合における不良債権の処理に関しては、まずは適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、事業再生・中小企業金融の円滑化や地域活性化など、地域密着型金融の取り組みを進めることによって問題解決を図ることが基本である。</u></p> <p>① <u>問題債権の管理部門は、問題債権が金融機関の経営の健全性に与える影響を認識し、内部規程に基づき、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握する態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、合理的な基準により抽出・把握し、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行い、個別に管理する態勢となっているか。</u></p> <p>③ <u>特定の業種、地域、商品等のリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、ポートフォリオのクレジット・リミット（与信額の上限、与信総額に占める比率の上限、与信方針の再検討を行う与信額等）を設定する等により、適切に管理する態勢が整備されているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>④ <u>小規模事業者である与信先については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理を行っているか。</u>  <u>例えば、取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションを確保する組織的な枠組みを構築し、継続的な企業訪問等を行うこと等を通じて、企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。また、きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。</u></p> <p>⑤ <u>小規模事業者に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった小規模事業者の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>中小企業再生支援協議会・全国組織や中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの積極的な活用も含め、的確な事業再生計画を策定する等により、取引先の真の再生に努めることとしているか。</u></p> <p><u>(2) 市場リスク管理</u>  <u>信用金庫及び信用協同組合においては、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの事業地区内の小規模事業者に限定される等の制度的枠組みが存在しており、地区内の地域経済の状況等を反映して預貸率が低下している金融機関の中には、積極的に余裕資金を有価証券に投資しているところもみられる。</u>  <u>したがって、このような状況を踏まえ、有価証券の投資動向など必要</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>に</u>応じ、信用金庫及び信用協同組合の市場リスク等に係る内部管理態勢の整備状況について把握することが重要である。</p> <p>① <u>有価証券の価格等の変動が経営に与える影響について、ストレステストを実施する等の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。</u></p> <p>② <u>仕組債等の複雑なリスク特性を有する投資商品への投資を行っている場合、経営陣が商品のリスク特性を把握し、以下の点を含む適切なリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>イ. <u>自己資本、収益力、集中リスク等を勘案した適切な限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を設定しているか。</u></p> <p>ロ. <u>上記の限度枠及びその設定方法については、定期的に、かつ、必要に応じて随時見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>ハ. <u>限度枠の遵守状況と使用状況を適切にモニタリングし、経営陣に対して、定期的に、かつ、必要に応じて随時報告することとしているか。</u></p> <p>ニ. <u>限度枠を超過した場合等の報告体制、対応等を明確に定めているか。</u></p> <p>ホ. <u>限度枠及びその設定方法の見直し、限度枠の遵守状況等のモニタリング、限度枠を超過した場合の対応等に関し、経営陣において適切な対応が図られる人的構成となっているか。</u></p> <p>ヘ. <u>投資を行う際には、販売会社から十分な説明を求める等により、投資対象、リスク・プロファイル、リスクとリターンとの関係等を十分認識・確認する意思決定プロセスを経ているか。</u></p> <p>ト. <u>ファンドへの投資を行う際には、販売会社から十分な説明を求め</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>る等により、当該ファンドの投資方針、資産構成、リスク特性等について十分確認するとともに、適切な頻度でリスク管理上必要な情報開示がなされることとされているか。</u></p> <p><u>チ. ファンドの投資資産の評価方法等、時価を決定する上での各要素について、販売会社から説明を求める等により、その妥当性を検証・確認しているか。</u></p> <p>③ <u>定期的に、かつ、必要に応じて内部監査・外部監査を行うこと等により、市場リスク管理の状況を的確に分析し、市場リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。</u></p> <p>④ <u>自らの有価証券運用に係る規模・体制、運用状況等を的確に把握し、必要に応じて、中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能を適切に活用しているか。</u></p> <p><u>V-3-2-2 中央機関に対する主な着眼点</u></p> <p><u>中央機関には、報告書を踏まえ、以下の事項について恒久的な取組み強化を要請するものとする。特に、預貸率が低下していることを踏まえると、中央機関による余資運用の強化は緊要の課題である。</u></p> <p><u>したがって、中央機関による傘下金融機関に対する経営力の強化に係る取組みを検証するに当たっては、当該要請事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 傘下金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>充するとともに、必要に応じ、傘下金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を十分に活用すること。</u></p> <p><u>(2) 人材の育成や確保等を図りつつ、必要に応じ、傘下金融機の経営管理態勢を強化するための人的支援を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 市場リスクや収益性確保への対応として、傘下金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、中央機関が傘下金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むこと。</u></p> <p><u>V-3-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>信用金庫及び信用協同組合におけるガバナンスの強化をはじめとした経営力の強化に対する監督手法・対応については、必要に応じ、「Ⅱ 銀行監督上の評価項目」を参照するほか、特に、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>V-3-3-1 信用金庫及び信用協同組合に対する対応</u></p> <p><u>(1) 信用金庫及び信用協同組合については、トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会を活用し、経営力強化に向けた取組みについて、必要に応じ、上記V-3-2-1の着眼点を踏まえたヒアリングを実施し、経営力強化に向けた取組み状況等についての的確に把握することとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>その際には、自らの規模・体制等を的確に把握し、経営力の強化について、中央機関・業界団体による各種業務支援・補完機能を適切に活用しているかについての的確に把握することとする。</u></p> <p><u>特に、早期警戒制度（安定性改善措置）を講じる際には、自らの有価証券運用に係る規模・体制、運用状況等を的確に把握し、必要に応じて、中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能や、傘下金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能を適切に活用しているか等についても記載を求め、検証することとする。</u></p> <p><u>また、早期警戒制度（信用リスク改善措置）を講じる際には、取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションを確保する組織的な枠組みを構築することにより、当該取引先の正確な経営実態の把握、早期の事業再生に向けた取組みの着手、不良債権の発生の未然防止等が図られているか等についても記載を求め、検証することとする。</u></p> <p><u>(2) 法令等遵守の徹底について</u></p> <p><u>これまでも、各金融機関における法令違反や不祥事件等については、業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用してきたところ。</u></p> <p><u>しかしながら、近時、一部の業態において不祥事件により行政処分を受ける事例が多発しているという事実がみられることを踏まえ、引き続き、法令違反や不祥事件等に係る監督上の措置を厳正に運用することとする。</u></p> <p><u>(3) 中央機関の支店に対するヒアリング</u></p> <p><u>個々の信用金庫及び信用協同組合に対する監督に当たっては、必要に</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-<u>2</u></p> <p>V-<u>2</u>-1</p> <p>V-<u>2</u>-1-1 、 V-<u>2</u>-1-2</p> <p>V-<u>2</u>-2</p> <p>V-<u>2</u>-2-1 、 V-<u>2</u>-2-2</p>	<p><u>応じ、傘下金融機関に対して経営支援機能を有する中央機関の各支店に対してもヒアリングを行うものとする。</u></p> <p><u>V-3-3-2 中央機関に対する対応</u></p> <p><u>中央機関・業界団体による傘下金融機関に対する経営力強化に向けた取組みに係る業務補完・支援の状況については、金融庁監督局において、上記V-3-2-2の着眼点等を踏まえたヒアリングを実施し、取組み状況等を的確に把握することとする。</u></p> <p><u>特に、V-3-2-2（3）において要請している事項は、預貸率の低下により緊要の課題であることから、必要に応じて傘下金融機関に対する適切な対応・機能提供が図れる態勢となっているかについて、定期的なヒアリング等を通じて的確に把握することとする。</u></p> <p>V-<u>4</u></p> <p>V-<u>4</u>-1</p> <p>V-<u>4</u>-1-1 、 V-<u>4</u>-1-2</p> <p>V-<u>4</u>-2</p> <p>V-<u>4</u>-2-1 、 V-<u>4</u>-2-2</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-<u>2</u>-3 信用金庫台帳</p> <p>財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-<u>2</u>-3参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-<u>2</u>-4 、 V-<u>2</u>-5</p> <p>V-<u>2</u>-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第132条及び第133条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第90条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p>	<p>V-<u>4</u>-3</p> <p>財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-<u>4</u>-3参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-<u>4</u>-4 、 V-<u>4</u>-5</p> <p>V-<u>4</u>-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第132条及び第133条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第90条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち重要なものについては、信用金庫法施行規則第135条に基づ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-<u>2</u>-7</p> <p>V-<u>2</u>-7-1 、 V-<u>2</u>-7-2</p> <p>V-<u>3</u></p> <p>V-<u>3</u>-1</p> <p>V-<u>3</u>-1-1 ~ V-<u>3</u>-1-5</p> <p>V-<u>3</u>-2</p> <p>V-<u>3</u>-2-1 、 V-<u>3</u>-2-2</p> <p>V-<u>3</u>-3 信用協同組合台帳</p> <p>財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（様式・参考資料編様式V-<u>3</u>-3参照）を6月末現在にて作成するものとし、その写1部を7</p>	<p><u>き、半期毎の開示に努めなければならないこととされている。</u></p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-<u>4</u>-7</p> <p>V-<u>4</u>-7-1 、 V-<u>4</u>-7-2</p> <p>V-<u>5</u></p> <p>V-<u>5</u>-1</p> <p>V-<u>5</u>-1-1 ~ V-<u>5</u>-1-5</p> <p>V-<u>5</u>-2</p> <p>V-<u>5</u>-2-1 、 V-<u>5</u>-2-2</p> <p>V-<u>5</u>-3 信用協同組合台帳</p> <p>財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（様式・参考資料編様式V-<u>5</u>-3参照）を6月末現在にて作成するものとし、その写1部を7</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-3-4 ~ V-3-6</p> <p>V-3-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>	<p>月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p> <p>V-5-4 ~ V-5-6</p> <p>V-5-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なものについては、協金法施行規則第72条に基づき、半期毎の開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-<u>3</u>-8</p> <p>V-<u>3</u>-8-1 、 V-<u>3</u>-8-2</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>V-<u>4</u></p> <p>V-<u>4</u>-1</p>	<p>V-<u>5</u>-8</p> <p>V-<u>5</u>-8-1 、 V-<u>5</u>-8-2</p> <p><u>V-5-9 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第9号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用）</u></p> <p><u>（1）金融商品取引法第2条第3項第1号において、適格機関投資家が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者と定められていることを踏まえ、金融庁監督局は、信用協同組合において、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する役職員が配置されていること、その他有価証券に対する投資を行うために必要かつ適切な態勢及び内部規程を備えていること等を確認することとする。</u></p> <p><u>（2）また、必要に応じ、信用協同組合の市場リスク等に係る内部管理態勢の整備状況について把握することとし、その際には、V-3-2-1-2（2）やII-2-5における市場リスク管理に係る主な着眼点及び監督手法・対応を参照する。</u></p> <p>V-<u>6</u></p> <p>V-<u>6</u>-1</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-4-1-1 、 V-4-1-2</p> <p>V-4-2 労働金庫台帳</p> <p>財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-4-2参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>	<p>V-6-1-1 、 V-6-1-2</p> <p>V-6-2 労働金庫台帳</p> <p>財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-6-2参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>
<p>V-4-3 、 V-4-4</p> <p>V-4-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第114条及び第115条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第100条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条第4項において</p>	<p>V-6-3 、 V-6-4</p> <p>V-6-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第114条及び第115条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第100条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条において「預金者</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-<u>4</u>-6</p> <p>V-<u>4</u>-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ-3-1-4、Ⅱ-3-6-2（15）、Ⅱ-4、Ⅱ-5、Ⅲ-1-1-2、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5（1）、（2）及び（3）、Ⅲ-4-6-3（1）、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-12、Ⅲ-4-15並びにⅣ-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>V-<u>4</u>-6-2</p>	<p>その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、<u>また、そのうち特に重要なものについては、労働金庫法施行規則第117条に基づき、半期毎の開示に努めなければならないこととされている。</u></p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-<u>6</u>-6</p> <p>V-<u>6</u>-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ-3-1-4、Ⅱ-3-6-2（15）、Ⅱ-4、Ⅱ-5、Ⅲ-1-1-2、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5（1）、（2）及び（3）、Ⅲ-4-6-3（1）、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-12、Ⅲ-4-15並びにⅣ-5-2-4を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p><u>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。</u></p> <p>V-<u>6</u>-6-2</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編</p> <p>様式V-<u>2</u>-3 i 、 様式V-<u>2</u>-3 ii</p> <p>様式V-<u>3</u>-3 i 、 様式V-<u>3</u>-3 ii</p> <p>様式V-<u>4</u>-2 i 、 様式V-<u>4</u>-2 ii</p>	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編</p> <p>様式V-<u>4</u>-3 i 、 様式V-<u>4</u>-3 ii</p> <p>様式V-<u>5</u>-3 i 、 様式V-<u>5</u>-3 ii</p> <p>様式V-<u>6</u>-2 i 、 様式V-<u>6</u>-2 ii</p>